

「バイ・シズオカ」ロゴマーク使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、「バイ・シズオカ」ロゴマーク（以下、「ロゴマーク」という。）の適正な使用を確保するため、必要な事項を定めるものとする。

(バイ・シズオカの定義)

第2条 バイ・シズオカの定義は、次のとおりとする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策をきっかけとして、県民等が積極的に県産品の購入や県内施設を利用する、新しい生活様式の一つである「バイ・シズオカ」を県民運動として展開し、一過性ではない永続的な取組に位置付け、県民の行動変容を促す。
- (2) 新型コロナウイルス感染拡大など、厳しい状況であっても県民の共助で支え合う社会システムの構築を目指す。
- (3) 域内消費を活性化し、地域経済の循環を促すことで、モノの長距離輸送を減らし、地域環境の保護に貢献する。

(ロゴマークの目的)

第3条 ロゴマークは、「バイ・シズオカ」の県民運動としての展開に資することを目的とする。

(ロゴマークに係る権利)

第4条 ロゴマークの意匠に係る全ての権利については、静岡県が所有する。

(ロゴマークのデザイン)

第5条 ロゴマークのデザインは別紙のとおりとする。

- 2 ロゴマークの使用に当たっては、静岡県が提供するデジタルデータを用いる。
- 3 静岡県が指定する基本デザインは別紙のとおりであるが、マークを使用する者（以下、「申請者」という。）がデザインに加工等を用い使用する場合は、事前に静岡県へ相談することとする。

(マークの用途)

第6条 マークの用途は、次に掲げるものとする。

- (1) 県産品の販売や県内施設におけるサービスの提供（以下、「県産品の販売等」という。）において使用する場合
- (2) 県産品の販売等のPRに使用する場合（PRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット、販売場所等に掲示するポップ等の資材や名刺等）
- (3) 前各号に規定するもののほか、知事が認めるものに使用する場合

(使用承認の申請等)

第7条 申請者は、「バイ・シズオカ」ロゴマーク使用承認申請書(様式第1号)(以下、「使用承認申請書」という。)に必要な書類を添付して、知事の承認を受けなくてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書の提出を要しない。

- (1) 静岡県が使用する場合
- (2) 「しずおか食セレクション」として認定された商品
- (3) 「ふじのくに新商品セレクション」を受賞した商品
- (4) 「しずおか農林水産物認証制度」により認証を受けた商品
- (5) 「ふじのくに山のお茶100選」として認定されている商品
- (6) 「静岡の茶草場農法」の実践認定者が栽培する茶を使用し、生物多様性保全貢献度表示シールが貼られた商品
- (7) 「ふじのくに花セレクション」として認定された商品
- (8) 「しずおか和牛」と認定した牛肉が使用された商品
- (9) 経済産業大臣が指定する伝統的工芸品及び静岡県知事が指定する郷土工芸品
- (10) 「グッドデザインしずおか」選定証の交付を受けた選定品
- (11) 「ふじのくに魅力ある個店」の登録店が販売する県産品
- (12) 「トライアル発注推進事業」として選定された商品
- (13) その他知事が認めたもの

2 前項の使用承認申請書に添付する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) ロゴマークの使用方法が確認できるもの
- (2) その他、知事が必要と認めるもの

3 承認申請のため提出された関係書類は返却しない。

(使用承認)

第8条 知事は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、ロゴマークの使用を承認するものとする。

- (1) 第3条の目的に反するものと認められる場合
- (2) 県産品全体のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- (3) 法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- (4) 県の信用又は品位を害するものと認められる場合
- (5) 第三者の利益を害するものと認められる場合
- (6) 特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する利用と認められる場合
- (7) その他知事がマークの使用について適当でないとする場合

2 前項の承認は、「バイ・シズオカ」ロゴマーク使用(変更)承認書(様式第2号)をもって行うものとする。

(無償使用)

第9条 使用者は、無償でロゴマークを使用できるものとする。ただし、ロゴマークの使用に要する経費は、使用者が負担するものとする。

(使用上の遵守事項)

第10条 第7条に規定するロゴマークの使用承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 本要領を理解し、これに従うこと
- (2) ロゴマークの使用を承認した商品、サービスに関連して第三者の生命・身体・財産に損害が生じ、県が損害賠償等の請求を受け又は受けるおそれが生じた場合には、使用者は直ちにその旨を書面で知事へ報告すること
- (3) 前号の場合において、県が当該請求に対処するために費用を要し、又は県が第三者に対して損害賠償等の責任を負担するに至った場合には、使用者は県が当該請求への対処に要した費用及び第三者に対する損害賠償により被った県の被害を賠償すること
- (4) その他各種の法令を遵守すること

(承認内容の変更の申請)

第11条 使用者が使用承認の内容について変更しようとするときは、あらかじめ知事に「バイ・シズオカ」ロゴマーク使用承認変更申請書(様式第3号)を提出しなければならない。知事はその内容を判断の上、第8条第2項により変更承認を行う。

(実績報告)

第12条 使用者は、当該年度の使用実績を翌年度4月末日までに「バイ・シズオカロゴマーク使用実績報告書(様式第4号)」(以下、「使用実績報告書」という。)に記載し、知事に提出しなければならない。

(事故、苦情等の処理)

第13条 ロゴマークの表示等に関する事故又は苦情等(以下、「事故等」という。)が発生した場合は、使用者が誠意を持って、使用者の責任のもとに必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項に規定する事故等については、県はその責を負わないものとする。

(調査及び指示)

第14条 知事又は知事の指定する者は、申請者又は使用者に対し、必要な範囲内において、県産品、書類、資材、媒体等を閲覧し若しくはそれらの提出を求め、立ち入り調査を行い、又はロゴマークの使用に関して必要な指示を行うことができるものとする。

- 2 申請者又は使用者は、前項に規定する調査の際、資料の提出等について、誠実に対

応しなければならない。

(使用承認の取消)

第 15 条 知事は、使用者又はその取引先等が次の各号のいずれかに該当した場合又は該当するおそれのある場合は、ロゴマークの使用承認を取り消すことができる。

- (1) 知事に提出した書類の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (2) 第 10 条の遵守事項に違反した場合
- (3) ロゴマークを表示した商品の品質等に係る苦情があるなど、県産品のイメージを失墜させた場合
- (4) 第 12 条の規定による使用実績報告書を提出しなかった場合、又は 1 年以上ロゴマークの使用実績が確認できない場合
- (5) 第 13 条に規定する必要な措置を講じなかった場合
- (6) 正当な理由がなく、前条に規定する調査を拒み、又は指示に従わなかった場合
- (7) その他前各号に類すると知事が認める場合

2 前項の規定により、知事がロゴマークの使用を不相当と判断した場合は、「ロゴマーク使用承認取消通知書（様式第 5 号）」により通知するものとする。

3 前項の規定により使用承認が取り消された場合において、使用者又は使用者であった者は、この取り消しによって直接又は間接に生じた損害を県に請求することができない。

(庶務)

第 16 条 本事業の庶務は、静岡県経済産業部産業革新局マーケティング課において処理する。

(その他)

第 17 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、別途定めるものとする。

附則

この要領は、令和 2 年 5 月 19 日から施行する。

附則

この改正は、令和 3 年 4 月 30 日から適用する。

附則

この改正は、令和 5 年 7 月 31 日から適用する。

別紙

「バイ・シズオカ」ロゴマークデザイン

【パターン1】



【パターン2】



【パターン3】

買って繋がる
“ふじのくに”
バイ・シズオカ 

Buy Shizuoka! 静岡県

【パターン4】

バイ・シズオカ 

Buy Shizuoka! 静岡県

様式第1号（第7条第1項関係）

「バイ・シズオカ」ロゴマーク使用承認申請書

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所(所在地)

申請者

氏名（名称及び代表者名）

「バイ・シズオカ」ロゴマーク使用取扱要領第7条第1項の規定に基づき、「バイ・シズオカ」ロゴマークを使用したいので、申請します。

記

- 1 使用方法 選定品に直接貼布 包装紙等に貼布
 広告媒体等への掲載
 その他（ ）

2 使用開始日 令和 年 月 日

3 連絡先
(担当者・電話)

※ 1については該当するものに○をつけてください。

※ 添付資料として使用方法の詳細がわかるもの（レイアウト、スケッチ、原稿等）を添付してください。

様式第2号（第8条第2項関係）

「バイ・シズオカ」ロゴマーク使用（変更）承認書

第 号
令和 年 月 日

様

静岡県知事 氏 名

記

令和 年 月 日付けで申請のあった、「バイ・シズオカ」ロゴマークの使用（変更）については、次のとおり承認します。

1 使用 方 法

2 使用 開 始 日 令和 年 月 日

3 連 絡 先

（担当者・電話）

様式第3号（第11条関係）

「バイ・シズオカ」ロゴマーク使用承認変更申請書

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

住所(所在地)

申請者

氏名（名称及び代表者名）

「バイ・シズオカ」ロゴマーク使用取扱要領第11条の規定に基づき、「バイ・シズオカ」ロゴマークの使用について、次のとおり変更したいので、申請します。

記

	事項	変更前	変更後
1	使用 方 法		
2	使用 開 始 日		
3	連 絡 先		

様式第4号（第12条関係）

「バイ・シズオカ」ロゴマーク使用実績報告書

年 月 日

静岡県知事（氏名）様

所在地
名称
代表者職氏名

「バイ・シズオカ」ロゴマークの使用取扱要領第12条の規定により、____年度分のマークの使用実績を報告します。

記

1 使用実績

用途等	使用地域	表示方法	マークを使用した商品等	
			名称	数量

2 添付資料（マークの使用状況が確認できる写真等を添付すること）

様式第5号（第15条第2項関係）

「バイ・シズオカ」ロゴマーク使用承認取消通知書

年 月 日

様

静岡県知事（氏 名）

「バイ・シズオカ」ロゴマークについて、「バイ・シズオカ」ロゴマーク使用取扱要領第15条の規定により、その使用を不相当と判断したので承認を取り消します。

記

取消の理由	
-------	--